

法教育推進協議会（'06/5/23）

## 法の社会的役割と基本的価値の理解のために

田 中 成 明

### 1. 法のイメージと役割理解の在り方

- ・一般の人々の法イメージ----（cf. 子供の法イメージ）

強制的で権力的な法、社会秩序維持の道具、自由や権利を保障する手段など

- ・「司法」教育から「法」教育への視野拡大----法システムにおける司法制度の位置
- ・法への視座

強制的命令システム 相互主体的行動調整フォーラム、議論・交渉フォーラム

- ・法の社会的機能

社会統制(social control)----刑事法中心の見方

強制的サンクションによる義務づけ

法による権力規制（「法の支配」の核心的要請）

自由の保障のための強制（秩序・安定・安全あつての自由）

活動促進----民事法中心の見方

私的自治の原則、義務賦課規範+権能付与規範

私人相互の自主的活動を予測可能で安全なものとする指針と枠組の提供

人々は、法的規制・保護の客体だけではなく、法を用い動かす主体でもある

強制的サンクションは合意の形成と実現を間接的に促進し外面的に保障

紛争解決----手続法・訴訟法、司法制度中心の見方

一般的な法的規準の規定による紛争の予防+紛争解決の規準・手続整備

最終的には裁判所が公正な手続に従って公権的裁定を下す仕組みを提供

資源配分----行政法、社会法、経済法など中心の見方

現代国家における一定の政策目的実現の手段という性質を持つ法令の増加

行政機関への指図中心（行為規範 裁決規範という重層方式はとらない）

公的な規制・保護 受動的・受益者の姿勢、empowerment 重視方向へ

社会的機能全体の統合的理解---垂直的關係よりも水平的關係を基軸とする理解  
が基軸、 は の機能の外枠、 は の公正かつ実効的な作動の保障  
は の公正な作動の支援

## 2. 法の実現すべき基本的価値

- ・法による正義の実現、自由で公正な社会を支える法
- ・政治・経済・道徳などとの相互関係・差異化理解の手がかりとしての法の特質  
強制権力の行使と規制（とくに後者）  
一般的なルール・原理による権利義務関係の規律  
法的意思決定方式---要件=効果図式（ 目的=手段図式、合意型調整図式）  
法が実現すべき価値---法外在的な実質的価値 + 法内在的価値

### ・「正義」

#### 実質的正義

政治・経済・道徳とも共通する価値、基本的に法外在的価値  
法---価値観・世界観の多元的状况のなかで共生の制度的枠組を確保・維持  
リベラルな公私（正・善）区分論 正義問題---政治的法的な権利・義務や社  
会経済的な利益・負担の適正な割り当てを評価する価値原理  
配分的正義と交換的（矯正の）正義の区別

公法、立法者の正義 vs. 私法、裁判官の正義

配分的正義の具体的原理（「00に応じて」）---功績原理、必要原理

#### 形式的正義

「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるように取り扱え」  
一定のルールの存在、そのルールの一般性と公平な適用を要請  
法内在的価値---恣意専断の抑止、予測可能性の確保

#### 手続的正義

自然的正義、適正手続の観念を基礎に形成、法内在的正義  
要請内容---手続的公正、第三者の公平性・中立性、手続的合理性  
現代法の「手続化」傾向

#### 個別的正義---衡平（equity）

法的安定性の犠牲において具体的妥当性を確保 法内在的価値？

法的正義(legal justice)----適法的正義、legality、法内在的正義

・ law and order----保守的な遵法精神の強調

・ 法的安定性----法による安定性（秩序・平和の確立・維持）

法自体の安定性（市民的自由、予測可能性）

実定法をみだりに改変しないという、保守的な安定

・ 法の支配(rule of law) ----"rule by law" への拡散

・ 正義以外の価値

「自由」

法における自由と強制との関係----強制による自由の制約による自由の保障

法的規制----自由で責任を負いうる人格の承認を前提、責任主義

「平等」

形式的平等と実質的平等、機会の平等と結果の平等などの区別

法的規制（一般的ルールによる規律）は、形式的平等、機会の平等と親和性

\* 自由・平等のいずれについても、法の関わり合い方は、negative approach

不当な自由制限、不合理な格差をなくすることが主眼

「公正（fairness）」----（ justice も公正と訳されることが多い）

自由で公正な社会----公正は平等に関わるニュアンス

伝統的に手続的価値----fair play

ロールズの「公正としての正義」論----手続過程及び内容・結果の規制原理

「権利」「義務」「責任」----法・政治・道徳に共通に用いられる価値・用語

法規万能主義（リーガリズム）の弊害 相互関係と差異化の理解がとくに重要

「法的」のメルクマール---裁判によって追及・救済され、強制的に実現で

きるという保障の有無

基礎の区別---自己決定による公私の合意、国家など一定の共同体への所属

・「法の支配」----法内在的価値、正義原理と法システムを架橋する原理

法の支配 vs. 人の支配 法による権力規制が核心的要請内容

価値理念・制度原理に関して、どこまでその要請内容を拡げるか、意見対立

法内在的価値+ （実現目的である価値理念+制度構成・運用原理）

形式的・手続的理解----形式的正義・手続的正義（法内在的価値）

法の一般性、法律の公知性・明晰性・非遡及性、手続的正義、

公権力機関による法律の遵守など（フラーの legality, 手続的自然法）

自由の保障に照準合わせるが、形式的平等も内含

実質的理解----日本国憲法における「法の支配」の通説的理解

憲法の最高法規性の観念、基本的人権の尊重、裁判所に対する尊敬と信頼、

適正手続の保障

立憲主義、権力分立制、司法審査制、裁判を受ける権利などとの関連

現代法の下での要請内容の修正・重点移行

一般的ルールによる権力コントロール（形式的正義）

ルール・原理に基づく理由説明責任（手続的正義・合理性）

### 3．法の役割と基本的価値の教育の在り方

- ・「報告書」における法教育のめざす目標の整理（pp.12-13）

法は共生のための相互尊重のルールであること

私的自治の原則などの私法の基本的な考え方

憲法及び法の基礎にある基本的な価値

司法の役割が権利の救済と法秩序の維持・形成であること

- ・ 4つの柱は基本的に適切、教える順序、ウエイト付け、組み合わせの工夫

法の形成の段階から教育することが肝要

意見や利害の対立を調整・解決するルールの作成

と それぞれとの関連をどう理解させるか、組み合わせの仕方工夫

については、社会的機能 と の関連をどう理解させるか

ルールの執行・適用による問題解決の適正な在り方を理解させること

立法・行政・司法の役割分担、それぞれと私人の関わり合い方（参加方式）

- ・ 全体的に、法規万能主義に陥らないように、政治・経済・道徳などとの相互関係、差異化を理解させることが重要

法は万能ではない----法内在的価値が、法の利用によって追求・実現可能な目的を  
制約

法的意思決定方式の制約、政治・経済などの意思決定方式との相違に留意

規制・保護、問題解決のために利用可能な手法の"one of them"という視点

法を用いることのメリット・デメリットを理解させる必要

